

岩手中部水道企業団低入札価格調査試行取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手中部水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事及び建設関連業務の契約の締結にあたり、公正な競争と品質及び適正な履行を確保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するための調査（以下「低入札価格調査」という。）の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2 低入札価格調査の対象となる工事等は、次の各号に掲げるものとする。ただし、岩手中部水道企業団建設工事指名業者選定委員会規程（平成26年岩手中部水道企業団訓令第1号）第1条に規定する指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）が必要ないと認める場合はこの限りでない。

- (1) 競争入札に付する建設工事で、対象となる工事の設計金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が1億円以上のものを対象とする。
- (2) 競争入札に付する建設関連業務（測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）で、対象となる業務の設計金額が1千万円以上のものを対象とする。

(調査基準価格及び失格基準価格)

第3 契約担当者は、第2に掲げる対象工事等について入札を行おうとする場合は、あらかじめ案件ごとに、契約の相手方となるべき者の当該入札金額が、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）及び当該契約の内容に適した履行がなされないと認められる場合の基準となる価格（以下「失格基準価格」という。）を定めるものとする。

(建設工事の調査基準価格)

第4 建設工事の調査基準価格は、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）算出の基礎となった次の各号に掲げる額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額（千円未満切捨て）とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額（千円未満切上げ）とする。

- (1) 機器費の額に10分の9を乗じて得た額

- (2) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (3) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (5) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めるときは、別の算定方法により調査基準価格を定めることができるものとする。

(建設関連業務の調査基準価格)

第5 建設関連業務の調査基準価格は、別表1の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表1から4までに掲げる額（当該額にそれぞれ1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）の合計額（千円未満切捨て）とする。ただし、その額が予定価格に同表の設定上限の欄に掲げる割合を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に設定上限の割合を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、その額が予定価格に同表の設定下限の欄に掲げる割合を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に設定下限の割合を乗じて得た額（千円未満切上げ）とする。

2 1つの業務が複数の業種区分で構成される場合は、業種ごとに前項の方法で算出した額の合計額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めるときは、別の算定方法により調査基準価格を定めることができるものとする。

(低入札価格調査の実施)

第6 契約担当者は、入札の結果、低入札価格調査の対象工事等において予定価格の制限の範囲内の最低の価格（以下「最低入札価格」という。）が調査基準価格を下回る価格であるときは、落札者（条件付一般競争入札の場合においては、落札候補者。）の決定を保留し、当該最低入札価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）を対象として低入札価格調査を行うものとする。

(失格の基準)

第7 第8又は第9の規定により算出される失格基準価格に満たない価格での入札を行った入札は失格とする。

(建設工事の失格基準価格)

第8 建設工事の失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額（当該額にそれぞれ1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）の合計額（千円未満切捨て）とする。

- (1) 機器費の額に10分の7.5を乗じて得た額
- (2) 直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額
- (3) 共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額
- (4) 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額

(5) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

(建設関連業務の失格基準価格)

第9 建設関連業務の失格基準価格は、別表2の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表1から4までに掲げる額（当該額にそれぞれ1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）の合計額（千円未満切捨て）とする。

(建設工事に係る調査の実施)

第10 契約担当者は、建設工事に係る当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを具体的に判断するために、次の各号に掲げる事項について、最低価格入札者への資料提出の請求、事情聴取又は関係機関への照会等により調査を行うものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 積算内訳書（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の内訳書含む）
- (3) 当該契約の施工体制
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
- (5) 配置予定技術者等名簿
- (6) 手持ち工事の状況
- (7) 手持ち資材の状況
- (8) 資材購入予定先一覧
- (9) 手持機械の状況
- (10) 労務者の確保計画
- (11) 工種別労務者配置計画
- (12) 下請への発注予定
- (13) 建設副産物の搬出予定
- (14) その他必要と認められる事項

(建設関連業務に係る調査の実施)

第11 契約担当者は、建設関連業務に係る当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを具体的に判断するために、次の各号に掲げる事項について、最低価格入札者への資料提出の請求、事情聴取又は関係機関への照会等により調査を行うものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 積算内訳書
- (3) 当該契約の履行体制
- (4) 配置予定技術者等名簿
- (5) 手持ちの建設関連業務の状況
- (6) 過去に受注した同種又は類似の業務の名称及び発注者

(7) その他必要と認められる事項

(調査結果の報告及び審査)

第12 契約担当者は、低入札価格調査の結果を委員会に報告するものとする。

2 委員会は、前項の報告を受けたときは、当該報告に基づき、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて審査するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第11に規定する調査を実施した者と企業団との間で種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年間に数回以上にわたって締結し、これらを全て履行し、かつ、契約不履行のおそれがないと局長が認めた場合は、委員会への報告及び審査を省略できるものとする。

(落札者の決定)

第13 契約担当者は、第12第2項の規定による審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められたとき又は同第3項の規定による契約不履行のおそれがないと認められたときは、当該最低価格入札者を落札者と決定するものとする。

2 契約担当者は、第12第2項の規定による審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときは、当該最低価格入札者を落札者とし
ないものとする。

3 前項の規定により最低価格入札者を落札者とし不在の場合において、最低入札価格に次いで低い入札価格（以下「次順位価格」という。）が予定価格以下であり、かつ、調査基準価格以上の価格であるときは、入札執行者は、当該次順位価格の入札者を落札者（条件付一般競争入札の場合においては、落札候補者。）と決定するものとする。

4 前項の場合において、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該次順位価格につき第10から第12及び第1項から第3項までの規定を準用する。

(落札者等に対する通知)

第14 第13の規定により落札者を決定したときは、直ちに当該落札者及び最低の価格をもって入札した者等で落札者とならなかった者に必要な通知をするとともに、その他の入札者に対してその旨を通知するものとする。

2 前項の通知は、入札結果の公表をもってこれに替えることができるものとする。

(契約の保証等)

第15 調査基準価格を下回る価格による入札を行った者が落札者となった場合は、当該契約に次の各号に掲げる条件を付すものとする。この場合において、落札者が当該条件に応じないときは、正当な理由のない契約辞退とみなす。

(1) 岩手中部水道企業団契約規程（平成26年岩手中部水道企業団訓令第11号。）第22条第2項に規定する契約保証金の額は、契約金額の10分の3以上の額とすること。

(2) 建設工事の契約において、現場代理人は主任技術者又は監理技術者を兼ねるこ

とができないとすること。

(3) 建設関連業務の契約において、管理技術者は専任配置とすること。

(追跡調査)

第16 調査基準価格を下回る価格による入札を行った者が落札者となった場合は、低入札価格調査内容との矛盾がないか確認を行うため追跡調査を実施するものとする。

(補則)

第17 この要領の実施に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行し、施行日以降に行われる公告又は指名通知に係る工事及び業務委託の契約から適用する。

附 則 (平成28年10月17日改正)

(施行期日)

この要領は、平成28年11月1日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知を行う工事及び業務委託の契約から適用する。

附 則 (平成29年6月14日改正)

この要領は、平成29年6月23日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知を行う工事及び業務委託の契約から適用する。

附 則 (平成30年7月10日改正)

この要領は、平成30年7月10日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知を行う工事及び業務委託の契約から適用する。

附 則 (令和元年10月27日改正)

この要領は、令和元年10月27日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知を行う工事及び業務委託の契約から適用する。

附 則 (令和4年1月5日改正)

この要領は、令和4年4月1日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知を行う工事及び業務委託の契約から適用する。

附 則 (令和4年4月18日改正)

この要領は、令和4年4月18日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知を行う工事の契約から適用する。

別表1 (第5関係)

業種区分	1	2	3	4	設定上限	設定下限
測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費の額	—	10分の8.2	10分の6

	の額	の額	に 10 分 の 4.8 を 乗 じ て 得 た 額			
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	10分の8	10分の6
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	10分の8	10分の6
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	10分の8.5	3分の2
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額	10分の8	10分の6

別表 2（第 9 関係）

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額に10分の9を乗じて得た額	測量調査費の額に10分の9を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	—
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額に10分の8を乗じて得た額	特別経費の額に10分の8を乗じて得た額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額に10分の9を乗じて得た額	直接経費の額に10分の9を乗じて得た額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

地質調査業務	直接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の7を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額に10分の9を乗じて得た額	直接経費の額に10分の9を乗じて得た額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額